

# 平成25年度からの個人住民税に係る改正

## 1. 生命保険料控除制度の改正

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等については、新たに介護医療保険等に係る支払保険料について所得から控除されます。ただし、適用限度額は28,000円です。

### (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等「新契約」に係る控除

**【新契約】** 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が適用され、それぞれの控除額は28,000円で合計控除額は70,000円です。

控除の計算式

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

### (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等「旧契約」に係る控除

**【旧契約】** 一般生命保険料、個人年金保険料が適用され、それぞれの控除額は35,000円で合計控除額は70,000円です。

控除の計算式

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

### (3) 【新契約】と【旧契約】の双方について保険控除を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限28,000円)になります。

- 1 新契約の支払保険料については、上記(1)により計算した金額
- 2 旧契約の支払保険料については、上記(2)による計算した金額

参考: 国税庁ホームページ [所得税に係る生命保険控除の改正](#)

## 2. 退職所得に係る控除の改正

### ① 退職所得に係る住民税の10%税額控除が廃止されます。

この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等に適用されます。

#### 平成24年12月31日以前【改正前】

所得割額 = (収入金額 - 退職所得控除額※) × 1/2 × 10% (町民税6%・県民税4%) × 0.9

#### 平成25年1月1日以降【改正後】

所得割額 = (収入金額 - 退職所得控除額※) × 1/2 × 10% (町民税6%・県民税4%)

※退職所得控除額

- ・勤続年数20年以下 ⇒ 40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
- ・勤続年数20年以上 ⇒ 80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

### ② 勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得1/2が廃止されます。

この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等に適用されます。

**平成24年12月31日以前【改正前】**

退職所得金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2

**平成25年1月1日以降【改正後】**

退職所得金額＝(収入金額－退職所得控除額)

※役員等とは次に掲げる者をいいます。

- 1) 法人税法第2条第15号に規定する役員
- 2) 国会議員及び地方議員
- 3) 国家公務員及び地方公務員

参考: 国税庁ホームページ [所得税に係る退職所得控除の改正](#)